

2017年5月10日

東京都千代田区内幸町 1-1-3
東京電力ホールディングス株式会社
代表取締役会長 数土 文夫 様
代表執行役社長 廣瀬 直己 様

横浜市鶴見区豊岡町 20-9
サンコーポ豊岡 505
よこはまシティユニオン
執行委員長 日和田 典之

原発事故にともなう労務管理全般に関する要求書 46

ご多忙の中、誠意ある文書回答に敬意を表します。3月17日付ご回答をふまえて、下記の通り改めて要求しますので、明確にご回答くださるようお願い致します。

1 腰痛の労災隠しの疑いについて

健康診断にせよ、健康相談にせよ、やりっぱなしでは何の意味もない。実施そのものは当然のこととして、その結果を健康管理や職場改善に活用することに意味がある。

- ① 貴社が全労働者の受診を確認しているという「健康診断」で、腰痛症を訴えている人数や割合を調査して発表すること。
- ② 厚生労働省による健康相談を受け付ける出張相談窓口の相談内容の概要を明らかにすること。
- ③ 腰痛の労災認定基準について厚生労働省のパンフレットなどを使って事業主や労働者に啓発活動を行うこと（前回回答なし）。

2 日本語が十分理解できない労働者について

日常会話に不都合がなくても、貴社が実施しているアンケートを理解し、日本語で記入することは極めて困難であり、とりわけ自由記入欄に日本語で書くことは不可能と思われる。また、会社の説明を受けてその場で書かざるを得ないとすれば、事実と異なる回答になりかねない。主要元請企業では日本語のわかる外国人も多く通訳者がいるのかもしれないが、下請け企業では必ずしもそうとは限らない。

- ① 福島第一原子力発電所で何人の外国人労働者が働いているのか、日本語の書ける労働者がどのくらいいるのかを調査して明らかにすること。
- ② アンケートに労働者の母語で記入することを認めること。

3 労災補償の差別について

2016年12月に労災認定された貴社の社員についても、報道によると厚労省が、「被ばくと健康影響の医学的な証明ができていないが総合的に勘案し認定した」としているからこそ、貴社が企業内上積補償に格差を設けることは差別だと申し上げているのである。

- ① 貴社の因果関係の認識や、訴訟で係争している、していないにかかわらず、福島第1原発における被ばくが原因で労災認定された労働者については、労災保険給付以外に貴社社員と同等以上の上積み補償を行うこと。

4 上記1～3項の要求に対して、2017年6月7日までに文書回答すること。

以 上